第５回条例検討会（商品販売・サービス提供／労働分野検討グループ）議事録【確定】

日　時：平成 25 年 10 月 17 日(木)　19:00～21:00
場　所：新潟市役所本館対策室
出席者：竹田グループ長、片桐委員、小泉委員、佐藤(佐)委員、小西進行役
欠席者：松永委員
関係課：笠原産業政策課長、山田障がい福祉課長補佐

商品販売・サービス提供分野

１．障がいを理由とした差別的取扱い

○　差別事例をなくす対応策（事務局案）

≪未然防止策≫

①　条例に「差別的取扱い」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る

②　市民・事業者等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発を行う

③　商品販売・サービス提供職員に対して、障がいや障がい者への理解を深める研修を実施する

≪事後対応策≫

④　相談・紛争解決機関を設置し、相談・助言・あっせん・勧告・公表等を行う

（１）障がいを理由として商品の販売又はサービスの提供を拒むこと

○　委員意見

≪未然防止策≫

・特に飲食店や旅館などでは、事業主としての立場も出てくるので、義務規定は厳しい。努力義務規定にするなど、柔軟性が必要。

・“盲導犬同伴歓迎”のお店にはマークを付けたり市のホームページに掲載するなどのインセンティブが与えられると、それを武器にする事業主も出てくるのではないか。

・拒否の理由としては、盲導犬というものを理解していないために“犬”という括りで見てしまい、「吠える」「汚い」などのイメージを持ってしまうということが考えられるため、やはり事業主に対しても周知啓発を行う必要がある。

・祭りの実行委員は地域住民であるので、やはり啓発が必要。

・実際、祭りの会場は混み合っていて通路も狭いため、危険を伴うかもしれないが、優先レーンのようなものを設けてみてはどうか。

・障がいのある人が祭りに参加しなくなってしまうと、地域住民が障がいのある人の困っている姿を目にする機会がなくなる。

・事業主にも契約相手を選ぶ権利はあるが、きちんとした事前説明や、断る際の合理的理由の説明が必要。

≪事後対応策≫

・ひとつひとつの事案に対し丁寧に介入し、解決する仲介役が必要。

・このような障がいのある人の差別事例や訴えを吸い上げる仕組みが必要であり、“相談・紛争解決機関”がその役割を担うべき。

・“相談・紛争解決機関”は、苦情処理というより“困りごと相談”のようなイメージ。

（３）障がいを理由として商品の販売又はサービスの提供に条件を付けること

○　委員意見

≪未然防止策≫

・事前連絡をもらい、来店の際にきちんと対応しているのであれば、それはよいお店ではないか。

・障がいがあることがわかると最初から断るというスタンスや理不尽な拒否を禁止するために、事業主には合理的説明責任がある旨を条例に盛り込む。

≪事後対応策≫

・ひとつひとつの事案に対し丁寧に介入し、解決する仲介役が必要。

・このような障がいのある人の差別事例や訴えを吸い上げる仕組みが必要であり、“相談・紛争解決機関”がその役割を担うべき。

・“相談・紛争解決機関”は、苦情処理というより“困りごと相談”のようなイメージ。